

## 設置場所の決定②

### ○「市営住宅 D 団地の一部」とした場合の課題と対処方法

#### ア) 敷地内への動線（出入口の場所等）

- 敷地南側からの動線とする場合、幹線道路に右折専用道路をつくり安全確保を行う必要がある。
- 市営住宅側の東からの動線とする場合、市営住宅建替 PFI 事業との調整が必要。
- 出入口については、基本構想策定時には、敷地南側の幹線道路 1 か所の想定であったが、安全性を考慮し、市営住宅側を通す 2 か所目の検討を市営住宅建替 PFI 事業と協議する。

#### イ) 周辺住宅への影響（子育て施設と住宅環境）

- こどもの声や活動音を完全に遮るのは難しいが、保育所や認定こども園、幼稚園のように常に物音が聞こえてくる施設ではないので、子育て支援施設の機能を住民説明会などで十分に理解していただくよう説明を行う。
- 子育て世帯の市営住宅の位置などを含め、建替事業とも調整しながら、影響が最小限となる配置も検討する。

#### ウ) ごく一部の津波浸水（30 cm未満の浸水想定）

- 敷地のほんの一部が 30 cm未満の浸水想定であるが、建物のフロアレベルを 30 cm以上（基礎で床上 30 cm以上となる）とし床上浸水しないよう対処できる。
- フロアレベルを上げるには、盛土高さや基礎部分のつくりを変更させる必要があり追加工事費が必要。
- 適切なフロアレベルは、過去の全国の震災被害の事例の検討や、また、ユニバーサルデザイン及び工事費にも配慮し必要に応じて検討する。

#### エ) 法規制（子育て施設 600 m<sup>2</sup>以下、高さ 10m等）

- 必要諸室を検討する中で、一部を 2 階建てにするなどの検討を行うが、2 階建てまでならば高さ 10mはクリアできる。
- 延床面積が 600 m<sup>2</sup>を超すことが予想されるため、建築許可にむけた丁寧な住民説明会を実施して理解を得る。

#### オ) 敷地面積（3,000 m<sup>2</sup>について）

- 敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>を基本に、広場、駐車場、施設の配置を検討する。